

平成23年分確定申告からの改正項目

1. 所得金額の計算

①小規模企業共済制度の改正関係

- イ. 個人事業において事業主以外に共同経営者を最大2名まで追加することができるようになった。
- ロ. 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。

②中小企業退職金共済制度の改正関係

- イ. 中小企業退職金共済制度の加入対象者に、同族親族のみを雇用する事業の従業員が追加された。
- ロ. 新たに加入できることとなった従業員にかかる掛金について、事業主の所得金額の計算上、必要経費に算入する。

③平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例

平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等について、平成13年10月1日における価額の100分の80に相当する金額とする規定を、適用期限(平成22年12月31日)の到来をもって廃止された。

④特定事業用資産の買換え特例制度の大幅な見直し

- イ. 廃止(平成23年6月30日以後に譲渡するものから適用)
 - ・ 大気汚染地域の内から外への煤煙発生施設の買換え
 - ・ 騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え
 - ・ 水質汚濁規制水域の特定施設等および公共用水域の湖沼特定施設等の買換え
 - ・ 市街化区域または既成市街地等の内から外への林業用土地建物等の買換え
 - ・ 農村地域・誘致区域外にある土地建物等から工業等導入地区内の資産への買換え
 - ・ 市街化区域または既成市街地等における建物の高層化に伴う買換え
 - ・ 人口集中地区の区域内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え
 - ・ 防災再開発促進地域内における認定建替計画による買換え
 - ・ 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え
 - ・ 誘致区域外の土地建物等から誘致区域内の土地建物等への買換え(流通事業地区)
 - ・ 都市開発区域等、誘致区域の外にある土地建物等から都市開発区域等内への買換え
- ロ. 延長(平成26年12月31日まで)
 - ・ 既成市街地等の内から外への長期所有事務所・事務所用建物、敷地の買換え
 - ・ 市街化区域または既成市街地等の内から外への農業用土地建物等の買換え
 - ・ 航空機騒音障害区域の内から外への土地建物等の買換え

- ・ 誘致区域外の土地建物等から誘致区域内の土地建物等への買換え(流通事業地区以外)
- ・ 都市開発区域等、誘致区域の外にある土地建物等から都市開発区域等内への買換え
(都市開発区域のうち、既成市街地等の内にある譲渡資産は、一定の事務所または事業所として使用されている土地建物等に限定する。他の部分は延長)
- ・ 既成市街地等の内にある土地建物等から区域内の計画的・効率的利用に資するための買換え
- ・ 農用地区域内における一定の土地または果樹の買換え
- ・ 密集市街地における防災再開発促進地域内での建築物の建替えに伴う買換え
- ・ 国内にある長期所有土地建物等から国内にある土地建物等、機械及び装置等への買換え
- ・ 内航日本船舶以外の船舶から他の船舶への買換え

2. 所得控除

①扶養控除の見直し

- イ. 年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいう)に係る扶養控除を廃止する。
- ロ. 特定扶養親族のうち19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分25万円(住民税は12万円)を廃止し、扶養控除の額を所得税38万円(住民税は33万円)とする。

(別紙-1 参照)

②同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者である場合に、扶養控除または配偶者控除に35万円(住民税は23万円)を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円(住民税は23万円)を加算する措置に改める。

3. 税額計算の特例

①認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)に対する寄付金の税額控除

- イ. 従来からの所得控除に加え、税額控除によることができるようになった。
- ロ. 控除額 (認定NPO法人に対する寄付金の額-2,000円)×40%
- ハ. 控除額は、その年分の所得税額の25%を限度とする。②の適用を受ける場合は、(所得税額×25%-②による控除額)になる。

②公益社団等に寄付をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

- イ. 公益社団法人、公益財団法人、一定の学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に対する寄付金については、所得控除に代えて税額控除によることができるようになった。

ロ. 上記の法人について、運営組織および事業活動が適正であり、市民から支援を受けていることにつき所定の要件を満たす場合に限る。

ハ. 控除額 (税額控除対象寄付金－2,000 円)×40%

ニ. 控除額は、その年分の所得税額の 25%を限度とする。

③震災関連寄付金に対する寄付金控除と税額控除の特例

イ. 個人が平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に震災関連寄付金を支出した場合には、平成 23 年分から平成 25 年分までの寄付金控除の額は、震災関連寄付金に関して総所得等の金額の 40%を 80%として計算する。

ロ. 震災関連寄付金とは、国または東日本大震災により政令で定める著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄付金及び東日本大震災に関連して財務大臣が指定した寄付金をいう。

ハ. 上記イの期間内に支出した震災関連寄付金のうち、認定 N P O 法人または共同募金連合会に対して被災者支援活動に必要な資金に宛てられるもの(特定震災指定寄付金)については、所得控除に代えて税額控除によることができる。

ニ. 控除額 (特定震災指定寄付金の額－2,000 円)×40%

ホ. 控除額は、その年分の所得税額の 25%を限度とする。①②の適用を受ける場合は、(所得税額×25%－①②による控除額)になる。

④住宅ローン控除の見直し

増改築等の費用に関して補助金等の交付を受ける場合には、増改築等の費用の額から補助金等の額を控除して、100 万円を超えるかどうかを判定する。

既存住宅の耐震改修にかかる税額控除制度の見直し

イ. 適用対象となる地域の要件を廃止する。

ロ. 耐震改修の費用に関して補助金等の交付を受ける場合には、耐震改修の費用の額から補助金等の額を控除して、税額控除を適用する。

⑥既存住宅に対するバリアフリー、省エネ改修工事に係る税額控除制度の見直し

イ. バリアフリー改修工事について、控除額の上限を平成 23 年分は 20 万円 (現行どおり)、平成 24 年分は 15 万円とする。

ロ. 省エネ改修工事に用いて補助金等の交付を受ける場合には、省エネ改修工事に係る費用の額から補助金等の額を控除して、税額控除を適用する。

4. 申告手続

①公的年金所得者に係る申告不要制度の創設

その年中の公的年金の収入金額が 400 万円以下の場合で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合には、その年分の所得税については確定申告書を提出することを要しない。

②還付申告を行う場合の提出期間の改正

確定申告書を提出する義務のある者が、源泉所得税や予納税額の還付を受ける場合の確定申告書の提出期限は 1 月 1 日から 3 月 15 日までとされた。

5. 保険年金に係る特別還付金

イ. 特別還付金の支給を受けようとする者は特別還付金請求書を平成 23 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 29 日までの間に限り提出することができる。

ロ. 特別還付金(加算金を含む)に対して、所得税および個人住民税は課さない。

6. 贈与税関係

住宅取得資金贈与の適用範囲の拡大

イ. 次の制度の適用対象となる住宅取得資金の範囲に、住宅新築(※)に先行して敷地となる土地等を取得するための資金を追加する。

※ 土地等取得資金の贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに新築されるものに限る。

(イ)直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(平成 23 年分は 1 千万円まで)

(ロ)特定贈与者から住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例措置(贈与者の年齢が 65 歳未満でも可)

ロ. 平成 23 年 1 月 1 日以降の贈与から適用

【改正前】

扶養控除の額 (所得税)

38万円	63万円		38万円	同居：58万円
				一般：48万円
15歳 (扶養親族)	16歳 (特定扶養親族)	22歳	23歳 (扶養親族)	69歳 (老人扶養親族)
				70歳

【改正後】

扶養控除の額 (所得税)

38万円	38万円	63万円	38万円	同居：58万円
				一般：48万円
15歳 (年少扶養親族)	16~18歳 (特定扶養親族)	19~22歳	23歳 (成年扶養親族)	69歳 (老人扶養親族)
				70歳